

8年の途中で退職も特例の対象に

源泉徴収票のみなし提出特例のQ&A公表

税務署への源泉徴収票が不要に

8年分から支払報告書の提出で

国税庁はこのほど、源泉徴収票(給与所得・公的年金等)のみなし提出の特例に関するQ&Aを公表した。令和5年度税制改正により、9年1月1日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票から、給与支払者または公的年金等の支払者が源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなすこととされた。そのため、8年分からは市区町村に支払報告書を提出することで、税務署への源泉徴収票の提出が不要となる。なお、受給者本人への源泉徴収票の交付は、改正前と同様、必要となる。

Q&Aでは、8年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票に係る給与所得の源泉徴収票について、9年1月1日以後に提出する場合、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象となることとされた。法令上、年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職の日以後1月1日以後に提出することとされているが、運用上の取扱いによる場合は、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象となることとされた。法令上、年の途中で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職の日以後1月1日以後に提出することとされているが、運用上の取扱いによる場合は、源泉徴収票のみなし提出の特例の対象となることとされた。

納税者勝訴の地裁判決

売上先への還流資金は架空売上げ

課税庁は交際費と主張 益金算入されない

納税者が確定申告で計上した売上げの一部は、売上先の簿外資金の捻出に協力して資金を還流させるために計上した架空売上げであり、益金の額に算入されず、確定申告で計上した外注加工費の一部は同様の目的で架空外注加工費を計上したものであり、損金の額に算入されないなどとして

この主張を認め、課税庁の主張を退ける判決を下した。納税者は土木工事等を営む法人。本件売上先は化学工業用プラントの設計施工請負等を営む法人で、X県内に出張所を持ち、Yが所長を務めていた。納税者は本件売上先から土木工事や配管工事を受注していた。裁判所が認定したところによると、Y所長は26年12月ごろ、納税者の代表者に「仕事をどんどんとって、業績を上げてゆくといい、いろいろと目に見えないお金も必要になる」と述べ、本件売上先の簿外資金捻出への協力を依頼した。Y所長は納税者の代表者の代りに、本件売上先に請求した金額を偽って請求し、その偽った分を現金でY所長に返金することで、本件売上先の受注に必要な資金を捻出し、納税者

新たな金銭的な負担が生じることはないなどと説明した。納税者の代表者は、継続的な工事の受注が期待でき、金銭的な負担も生じないと考えて依頼を受け入れた。納税者の代表者は平成30年から令和3年にかけてY所長が指示した返金額および時期に合わせた外注加工費に相当する額をY所長に現金で交付した。3年8月17日ごろ、乙国税局が本件売上先への税務調査を開始した。Y所長は死亡した。主な争点は、本件売

上高のうち本件架空外注加工費に相当する額が、納税者の益金の額に算入され、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるか否か。地裁は、納税者の代表者が本件架空外注加工費に相当する額は架空の売上げだと供述しているが、その内容は本件売上先が保存する書類等に記載された事実と整合し、Y所長が本件売上先への税務調査の際に回答した内容とも一致する。また、課税庁は返金した現金が交際費だと主張する

とした。支払報告書の提出方法については、eLTAAX、光ディスク等または書面のいずれであっても、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされることとされた。なお、給与支払報告書をeLTAAXで提出すると、従業員が確定申告をする際のマイナンバー連携の対象となる。源泉徴収票に記載すべき事項とは、税務署に提出する源泉徴収票に記載すべき事項は、支払報告書に記載すべき事項の中に全て含まれているため、これまでどおり、支払報告書を法令に基づき作成することで、源泉徴収票に記載すべき事項を記載することとされた。

定事項が記載された支払報告書となる。また、5年度税制改正では、源泉徴収票の提出範囲が支払報告書の提出範囲に揃えられている(年の途中で死亡した者の公的年金等の源泉徴収票を除く)。給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、「年末調整をしたもの」「年末調整をしなかったもの」とともに、年の途中で退職した者に対するその年中に支払った給与等の支払金額が30万円以下である場合を除くすべての給与等となっている。

なお、提出範囲が改正されたが、法定調書の電子的提出の義務の判定において、基準年判定において、基準年判定において、基準年判定において、源泉徴収票の枚数は、9年1月1日以後も改正前の提出範囲で税務署に提出すべきであった源泉徴収票の枚数で判定するとしている。

結果、納税者の代表者の供述は信用することができ、本件架空外注加工費に相当する額は架空の売上げと認められるので、益金の額に算入されず、課税資産の譲渡等の対価の額に含まれないとした。



実家への帰省時、兵庫県三木市の高速ICを降りると丘陵地に美しい街並みが見える。神戸のベッドタウンとして友人も多く暮らす馴染み深い場所だが、今は建物の老朽化や空き家、高齢化の波に直面している。★同市では、半世紀前にこの街を造成した大和ハウス工業と戸建て住宅団地の再生プロジェクトを行っている。核となるのが同社から寄附された10億円の企業版ふるさと納税制度の活用だ。その寄附を元に多世代が交流し若者らが挑戦できる拠点「HITO TOKI MIKI」を建設、まもなく開業する★今後目指すのは、シニアが団地内の省スペースな住まいへ移り、広い空き家を子育て世代が継ぐ「循環」の仕組みで、補助金に頼らず住民自ら運営する街づくりだという。同寄附を活かした戸建て住宅団地の再生に期待したい。(M)

MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市中千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガルファクタリング

セイノーグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~9%

西濃運輸
SEINO

8年春の叙勲 税務関係は47人

税務行政事務功労は34人

政府は4月29日、令和8年春の叙勲を発表した。税務関係では税務行政事務功労34人、税理士功労2人、納税功労9人、酒類業振興功労2人の計47人が受章の栄に浴した。受章者は次の通り(敬称略)。

税務行政事務功労

- △瑞宝中綬章▽
 - 知原信良(71)元国税不服審判所次長、東京都杉並区▽松田晴夫(70)元名古屋国税不服審判所長、東京都国立市▽鳴島安雄(70)元高松国税局長、東京都大田区▽渡邊定義(70)元熊本国税局長、東京都国立市
- △瑞宝小綬章▽
 - 関岡誠一(70)元仙台湾税不服審判所長、京都市▽高倉明(70)元熊本国税不服審判所長、東京都中央区▽丸尾典由(70)元札幌中務署長、札幌市▽岡義彦(70)元仙台北税務署長、仙台市▽坂本芳次郎(71)元仙台中務署長、仙台市▽与良秀雄(70)元関東信越国税局徴収部長、東京都練馬区▽大山一夫(70)元新潟国税局長、金沢市▽辰巳安治(70)元名古屋中務署長、名古屋市▽北嶋栄治(72)元豊橋税務署長、名古屋市▽池端義明(72)元熱田税務署長、岐阜市▽具原重治(71)元岐阜北税務署長、岐阜市▽丸山登高(70)元大阪国税局課税第一部長、大阪府箕面市▽前橋義明(70)元下京税務署長、大阪府守口市▽河田誠夫(70)元堺税務署長、奈良市▽吉岡雅美(70)元奈良税務署長、大阪府交野市▽原信介(70)元広島国税局調査査察部長、広島市▽越智達彦(70)元高松国税局調査査察部長、愛媛県西条市▽佐藤祐一(70)元福岡国税局課税第二部長、福岡市▽石橋信好(71)元博多税務署長、佐賀県三養基郡▽栗原正明(71)元熊本西税務署長、熊本県菊池郡▽渡邊貴昭(72)元大分税務署長、熊本市

税理士功労

- △旭日小綬章▽
 - 北島則行(70)元日本税理士会連合会副会長、横浜市▽足達信一(70)元日本税理士会連合会副会長、東京都葛飾区

納税功労

- △旭日小綬章▽
 - 原まり子(87)全国納税貯蓄組合連合会副会長、東京都荒川区▽高橋功(75)千葉県納税貯蓄組合連合会副会長、千葉市

酒類業振興功労

- △旭日小綬章▽
 - 大塚完(70)千葉県酒造組合会長、千葉県成田市▽石川清和(75)広島県小売酒販組合連合会会長、広島市

確認書の交付件数は4817件

低未利用土地等 100万円控除の利用状況

国土交通省はこのほど、低未利用土地の活用促進に向けた長期譲渡所得100万円控除制度の利用状況を公表した。それによると、

低未利用土地等 確認書の交付件数	交付件数
令和2年(7~12月)	2,060件
3年	3,090件
4年	4,842件
5年	4,550件
6年	4,817件

※令和5年の件数は再集計後の件数。

令和6年の自治体による低未利用土地等確認書の交付実績は前年比5・8%増の4817件だった。確認書は、同制度の適用を受けるために必要で、確定申告における添付書類となっている。確認書は、すべての都道府県で交付実績があり、平均して約102件、1件当たりの譲渡の対価の額(土地と上物の合計)は平均303万円(前年は278万円)となっている。都道府県別の確認書の交付数上位は、茨城県が284件、北海道が

224件、岐阜県が224件の順。また、譲渡前の低未利用土地等の状態は空き地が49・6%、空き家が37・9%と大半を占めており、譲渡後の利用用途は72・1%が住宅となっている。同制度は2年7月から開始されており、各年の確認書の交付数は表のとおり。なお、5年1月からは同制度の対象が拡充されている。

なお、確認書は、申請のあった土地等について、都市計画区域内

の低未利用土地等であることなどについて確認して自治体が発行するものであり、確認書の交付後、他の要件を満たさず、適用にならないこともあり得るため、税制特例措置の適用件数とは一致しない可能性がある。

eLTAX・地方税共同機構は、「身に覚えのないような通知が来たら、利用者に周知を図っていただく」と呼び掛けている。

中小白書等を閣議決定

政府は4月24日、中小企業庁が取りまとめた、2026年版の中小企業白書と小規模企業白書を閣議決定した。白書では、経営環境の転換期において現状維持は最大のリスクであり、経営者の能力の差が明暗を分けるとして、短期的な損益を追うのではなく、長期的な視点で事業・組織の構造を再構築していく「戦略」を持った経営に転換し、「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと成長することを重要とした。中小企業等の現状・課題、必要となる取組、重要となる取組例、支援機関による支援の現状・課題などが重要とした。②では、

企業の発展と社会の繁栄に 貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人 東京法人会連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-0771
<https://www.tohoren.or.jp>

従業員の退職金準備に 「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-1641
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

電子版掲載裁決アクセスランキング

電子版では、これまでに1000件を超える国税不服審判所の公表裁決、非公開裁決を掲載しております。電子版に掲載されている公表裁決、非公開裁決のうち、昨年10月1日から今年3月末までのアクセス数上位10件は以下のとおりです。

	概要	掲載日
1	請求人の事業収入は極めて少額で事業の稼働実態はほぼなし、青色事業専従者給与等を認めず(非公開)	令和7年10月22日
2	売買契約書に記載された土地・建物の各売買価額の配分は著しく不合理として認めず(非公開)	令和8年1月28日
3	額面金額で譲り受けた非上場株式の譲受価額は「著しく低い価額の対価」に該当(非公開)	令和7年12月10日
4	腕時計などを広告宣伝費に計上も、客観的にみて宣伝的効果の意図なし(非公開)	令和8年3月9日
5	被相続人と内縁関係の請求人が取得した預金等は遺贈により取得したとは認められない、不動産等は遺言書に記載(非公開)	令和7年12月3日
6	接待交際費として必要経費に算入した支出は客観的証拠の提出なく必要経費に該当しない(非公開)	令和7年9月17日
7	特定記録郵便で発送された処分のお知らせは配達完了の記録がされた日が送達日(公表)	令和5年12月4日
8	請求人が子会社等にした債権放棄の額は寄附金の額に該当、債権放棄に相当の理由なし(非公開)	令和7年10月8日
9	相続した土地がごみ集積所に隣接していると評価減を主張も認めず(非公開)	令和7年11月19日
10	工具等の購入のため支出したとする金員はみなし役員に対する給与、貸付金であるなどの主張認めず(非公開)	令和7年10月29日

税のしるべ電子版は、本紙の購読者ならどなたでも簡単な利用登録をするだけでご利用いただけます。電子版には、本紙にはない魅力がたくさんあります。例えば、本紙には掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。また、判決や裁決の記事等で、本紙よりも詳細な内容を盛り込んだ「詳細版」の掲載、同一事案の判決と裁決のリンク、関連記事の表示や資料へのリンクなど、電子版だからできる機能があります。ここでは、電子版の主なコンテンツや機能を紹介いたします。



電子版には魅力がいっぱい

電子版独自の記事等を配信

電子版独自の記事を配信します。「速報ニュース」や「判決速報」では、本紙よりも早く、重要な情報や注目の判決の記事をお届けします。「調査事例」では、当局の法人税や所得税、相続税などにおける調査事例を配信しており、一部の調査事例では、事例を分かりやすく図解で示した「ポイント絵」を掲載しています。また、本紙に掲載されていない「非公開裁決(本紙未掲載)」と「査察事件の告発事案」も配信しています。

検索・閲覧

過去の記事を検索・閲覧できます。本紙のニュース記事は平成21年1月から収録しています。スマートフォンやタブレットでの閲覧も可能です。また、記事の下には関連記事の見出しが表示され、すぐに関連記事を閲覧できます。

詳細版

一部の判決・裁決では、本紙より多くの情報を盛り込んだ「詳細版」を掲載しています。該当記事のページ上部にある紫色の詳細版ボタンをクリックすると閲覧できます。通常版ボタンをクリックすると本紙記事に戻ります。

先取り紙面

本紙の発行と電子版での本紙の配信は月曜日です(休刊を除く)。電子版では、本紙の記事の一部を先取りして、原則、本紙の発行日・配信日である月曜日の3日前となる金曜日に配信します。配信時間は16時以降となります。

マイクリップ

気になる記事やあとで読みたい記事を「MY Clip」に保存できます。記事は100件まで保存が可能で、削除もできます。記事ページの上部にある「後で読むMY Clip」のボタンをクリックすると、その記事が保存されます。

判決と裁決

判決や裁決の記事で、同一事案の判決や裁決の記事を掲載している場合は、それぞれの記事がすぐに閲覧できるようにリンクを表示しています。また、最新の地裁判決と高裁判決の記事には、電子版のみ事件番号を掲載しています。

紙面の閲覧

本紙の記事は、PDF形式により、紙面の形のまま閲覧することができます。写真等はカラーでの表示となり、印刷することも可能です。なお、令和6年2月26日号以前の発行号は、電子ブック形式での閲覧となります。

電子版の利用手続

本紙を購読されている方

<弊会からの郵送にて購読している方>

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版のトップページにある、電子版利用登録

フォームにアクセスし、IDとパスワードを登録するとご利用いただけます。IDは、本紙送付時の宛名右下に記載の7桁の数字(顧客コード)となります。

<新聞販売店からの配達にて購読している方>

電子版利用登録についてご説明させていただきますので、弊会販売管理部(TEL.03-3829-4143)までご連絡をお願いいたします。

本紙を新規で購読申込みされる方

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版から定期刊行物年間購読フォームにアクセスしていただき、本紙のご購読をお申し込みください(メールアドレス必須)。

購読料の請求書送付時にIDと仮パスワードをお知らせいたします。仮パスワードは電子版のログイン画面より任意でご変更いただけます。

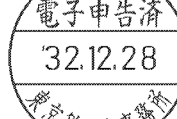
プチコール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15

プチコール smart24



こころをひと押し SANBY サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻町13番10号 ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/

心体験 お風呂の心

生薬の巡り湯

生薬ははじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1 TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業 吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135 TEL.(075)802-1360 FAX.(075)802-1359 http://www.yoshimurakensetu.co.jp

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

89

法人税法34条2項は、「内国法人がその役員に対して支給する給与(八略)の額のうち不相当に高額な部分として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と定め、法人税法施行令70条2号は、退職給与の相当額について、次のように定めている。

「当該役員の内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同様の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額」

このような法令の規定の中で、課税の実務では、専ら類似法人の支給状況と比較して役員退職給与の「相当性」の判断が行われることになる。それも、類似法人における平均功績倍率法が最も多用されている。

功績倍率法とは、退職役員の最終報酬月額に勤務年数を乗じた金額に一定の倍率(功績倍率)で乗じ、当該退職給与の相当額を算定する方法であるが、類似法人における功績倍率の平均値を採用するのが、平均功績倍率法にほかならない。要するに、類似法人における平均的な退職給与額を「相当額」と認定するものである。このような平均功績倍率法は、滅私奉公的に自己の役員報酬を減らしてまでも会社に貢献した役員に対するものとしては極めて不適切であるなど、多くの欠点はある。しかし、それが多用されることに貢献した最高裁判決として、次のようなものがある。

すなわち、東京地裁昭和46年6月29日判決、東京高裁昭和49年1月31日判決及び最高裁昭和50年2月25日判決の事案では、会社が創業者である代表取締役の退任に当たり、最終報酬月額に勤務年数2年5月と功績倍率3.0を乗じて、650万円の退職給与を支給したことに対

し、所轄税務署長が類似法人3社の平均功績倍率2.1を適用した480万円が相当額であるとした課税処分を争われた。

一審の東京地裁判決は、次のように判示して、当該課税処分を取り消した。

「(法人税法関係法令)は、実態に即した適正な課税と租税負担の公平を期する見地から、法人の行為計算のみにとらわれることなく、その合理性の検討について特に注意を喚起しようとするにどまり、当該事業の特殊事情をすべて捨象して同業種・同規模の他の会社の右給与の支給額を超える部分の損金算入をすべて否定しようとする趣旨に出たものではない。八中略。所轄税務署長が当初選定した一社の支給状況を勘案した上で、会社が退職役員の功績倍率を3.0と定めたことが、同業種・同規模の法人の役員に対する退職給与の支給状況に照らして、不当に失するものとは認めがたい」

ところが、控訴審の東京高裁判決は、次のように判示して、原判決を取り消し、上告審の最高裁判決も、原審の判断に違法はない旨判示した。

「(法人税法関係法令の理由)は、役員に対する退職金が従業員に対する退職金と異なり、益金処分たる性質を含んでいることに鑑み、右基準に照らし一般に相当と認められる金額にかぎり収益を得るために必要な経費として損金算入を認め、右金額を超える部分は益金処分として損金算入を認めない趣旨と解される。八中略(所轄税務署が選定した類似法人の)平均功績倍率をもって本件退職金の相当性を判断する基準としたことは、過大役員退職金の損金算入を定めた前記法令の趣旨に合致する合理的なものというべきである。」

以上のように、東京地裁判決と東京高裁判決及び最高裁判決を対比した場合には、そもそも役員報酬は年次給与であれ退職給与であれ、経営手腕の違いという極めて個別性の強いものであるため、前者のような考え方ができないものかと残念に思われる。それに、類似法人の平均値を採用することは、それを上回るものの損金算入が否定され、当該平均値が限りなく零に近づくという、論理的にも首肯し難い問題があることにも、是非理解して頂きたいものである。

最判にも疑義⑥ 平均功績倍率

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 5

2割・3割特例から簡易課税制度への移行

3割特例は、個人事業者の令和9年分及び10年分の申告をもって終了しますから、令和11年分からは一般課税又は簡易課税により申告をする必要があります。

一般課税で申告する場合に、仕入れに係る消費税額を控除するためには、個々の仕入れについて仕入税額控除の対象となるかどうかを判断し、一定の事項を記載した帳簿とインボイス等を保存しなければなりません。

一方、簡易課税で申告する場合には、実際に行った課税仕入れを考慮せずに、課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額が仕入れに係る消費税額とみなされます。

3割特例により控除することができる税額(特別控除税額)は、簡易課税において、みなし仕入率を7割とした場合の計算と同じになる仕組みとなっています。

このため、3割特例の適用を受けた個人事業者は、一般課税ではなく、簡易課税に移行することになると思われます。

簡易課税の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」(以下「届出書」といいます。)を提出する必要がありますが

簡易課税へ移行する場合は申告期限までに届出

簡易課税は2割・3割特例と同じ方法で納付税額を計算

(消法37①)、3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に簡易課税の適用を受けようとする場合には、その翌課税期間の申告期限までに届出書を提出することで、その翌課税期間について簡易課税の適用を受けることができます(28年改正法附則51の3⑤、以下「提出期間の特例」といいます。)

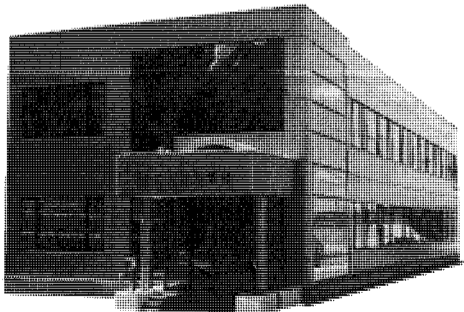
したがって、令和10年分を3割特例により申告した個人事業者が令和11年分について簡易課税の適用を受けようとする場合には、令和11年分の申告期限である令和12年4月1日(3月31日が日曜日のため)までに届出書を提出する必要があります。

この提出期間の特例は、2割特例から簡易課税へ移行するときにも適用がありますから、令和7年分を2割特例で申告した個人事業者は、令和9年3月31日までに届出書を提出すれば令和8年分に簡易課税の適用を受けることができます。

ただし、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間が、令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合は、適用を受けようとする課税期間中に届出書を提出する必要があります(改正前の28年改正法附則51の2⑥)。

なお、例えば、個人事業者が令和7年分に2割特例の適用を受け、令和8年分を一般課税で申告した場合には、令和9年分は2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間ではありませんから、提出期間の特例の適用はありません。この場合に、令和9年分について簡易課税の適用を受けたい場合には、原則どおり、令和8年12月31日までに届出書を提出する必要があります。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

地域に拓き、貢献する
優良企業

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

裁決事例集

285

裁決のポイント

原処分庁が行う配当処分による配当権者には該当しないとしても、当該配当処分に係る差押債権は自らに帰属する旨主張する第三者は、当該債権に係る換価代金等の交付が終了した後においても、審査請求を行うことができるとした事例。

原処分庁が、納税者L社の滞納国税を徴収するため、差し押さえた債権を取り立て、その換価代金等の配当処分をしたのに対し、審査請求人が、当該債権は自己に帰属するから、当該債権に対する差押えは違法であり、それに基づいてされた換価代金等の配当処分も違法であるとして、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、換価された財産が滞納者に帰属していたことを前提にして配当処分がなされているところ、同処分の対象となった財産が仮に第三者に帰属していた場合、当該配当処分は違法であり、第三者の基本的権利である財産権を直接的に侵害していることとなるから、処分の名宛人ではない第三者であっても国税通則法第75条(国税)に関する処分についての不服申立て(第1項)に規定する「不服がある者」に当たり、換価代金等の交付が終了した後においても不服申立ての利益が認められる。そして、当該債権は、請求人と第三債務者との間で成立したと認められる売買契約に基づいて発生したと認められるから、当該配当処分は、滞納者に帰属しない財産を換価した代金等を配当したものであるとして、原処分庁の全部を取り消した(令和7年7月3日付、公表裁決)。

請求人は、令和〇年に設立された、菓

編集部編

配当処分による配当権者に該当せずとも本件債権に係る換価代金等の交付終了後に審査請求可

局の経営、医薬品の販売等を目的とする法人であり、代表取締役には設立以降、Jが就任している。納税者L社(本件滞納法人)は、昭和〇年に設立された、菓料の経営、医薬品の販売等を目的とする法人であり、代表取締役には平成29年9月〇日以降、Mが就任している。

審査請求に至る経緯

原処分庁所属の徴収職員(本件徴収職員)は、本件滞納法人の滞納国税を徴収するため、徴収法第62条(差押え)の手続及び効力発生時期(第1項)の規定に基づき、本件滞納法人がN社(本件第三債務者)に対して、令和6年4月〇日から同月〇日までの医薬品の販売代金(消費税及び地方消費税を含む)の支払請求権(本件債権。ただし、本件債権の帰属には争いがある)を有するとして、6年5月21日、債権差押通知書を本件第三債務者に対して送達し、本件債権を差し押さえた。本件徴収職員は、6年7月26日、徴収法第67条(差押え)に規定する債権の取立(第1項)の規定に基づき、本件第三債務者から本件債権の全額を取り立て、その給付を受けた。

原処分庁は、6年7月29日付で、当該取り立ての金銭を配当するため、徴収法第131条(配当計算書)の規定に基づき、原処分庁への配当金額を〇〇〇〇〇円、本件滞納法人に交付すべき残余金を零円、換価代金等の交付期日を同年8月5日午前10時などとする配当計算書を作成し、同年7月29日、本件滞納法人に対し、当該配当計算書の謄本を送付した(本件配当処分)。

請求人は、本件配当処分を不服として6年8月2日に審査請求をした。争点は、本件債権は、本件滞納法人に帰属するか否か。

審判所の判断

本件債権が仮に請求人に帰属していたとすると、請求人は、本件配当処分により自己の財産権を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれがある者に当たる。

またその場合、帰属を誤った差押えによって原処分庁に生じた利得を保持することと自己が請求人の権利を侵害している状態を継続することにほかならず、原処分庁は当該利得を請求人に交付する必要があるほか、請求人は国に対する不当利得返還請求の前提として、本件配当処分の公定力を排除する必要があると解すべきである。

したがって、請求人は、本件配当処分の効力が消滅した場合であっても、本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するから、本件配当処分について、国税通則法第75条第1項に規定する「不服がある者」に当たると認められ、審査請求は適法である。

そして、本件第三債務者は、本件滞納法人に対して本件商品(6年4月〇日に本件第三債務者に対して納品された医薬品1個)を発売した認識であったことのほか、本件第三債務者の経理担当者(本件滞納法人の名称の上に請求人の名称を追記していたことを合考すると、本件第三債務者には、本件商品の売買契約の相手方について民法第95条(錯誤)第1項第1号に規定する錯誤があったものと認められる。しかし、本件第三債務者は、請求人が本件滞納法人から受けた医薬品卸売業に係る業務の移管について、本件滞納法人従業員から説明を受けた後も、同売買契約につき、同号に基づく取消しの意思表示をしておらず、さらに、本件商品の納品を受け、納品を受けた本件商品の返品等を行っていない上、本件徴収職員に本件債権の全額を給付したことから、本件第三債務者において民法第125条(法定追認)第1号の追認をしたものと認められるため、同売買契約は有効である。

したがって、請求人と本件第三債務者との間で本件商品の売買契約が成立したこと及び同売買契約が有効であることが認められ、同売買契約によって発生した本件債権は、請求人に帰属するから、本件滞納法人に帰属しない。

注目の二冊

知っておきたい法人税
(令和8年版)

高橋 泰明 編

法人税を初歩から理解するため、中小企業の経営者、経理担当者の皆様に知っておいていただきたい重要なポイントを、図・表・イラストを使い平易に解説。「中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却」、「賃上げ促進税制」や「防衛特別法人税」など、前回版(令和6年版)以降の改正に対応。「売上の収益計上時期」、「短期前払費用の取扱い」、「増築した建物の減価償却の方法」、「一括償却資産の損金算入限度額」、「使用人兼務役員が常務に昇格したことに伴い支給する退職金」、「使用人賞与の損金算入時期」、「親会社に対する内容不明の負担金」、「仕入先を紹介してもらった場合の仲介手数料」、「上場有価証券の著しい価額の低下」、「役員個人の動機に基づく貸付金の貸倒れ」などの問いを収録。

巻末には、「大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設」をはじめとした令和8年度税制改正の概要(法人税等関係)を収録。

中小企業の税制優遇措置等を最新の法令によりわかりやすく解説した実務書。B5判、288ページ。定価1760円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



昭和日本木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
 東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号
 ☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
 石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
 ☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
 秋田県大館市松木境4-2
 ☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県紫波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
 ☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
 ☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
 ☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
 ☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋港区藤前3丁目501番
 ☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7
 ☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
 香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
 ☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

愛知ヨーヨー株式会社

給食をもっと楽しく
食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS
 給食でおなじみ スタンダードヨーグルト ココア
 アレルゲン 28品目不使用 国産みかんゼリー

本社・工場：愛知県小牧市大字間々原新田字中島500
 ☎0568-77-3141

名古屋センター：名古屋市中区東区よもぎ台1-1101
 ☎052-773-4911

小牧センター：愛知県小牧市大字間々原新田字中島500
 ☎0568-71-4911

四日市営業所：三重県四日市市日永東2-1871
 ☎059-347-4911

三河センター：愛知県豊川市小坂井町宮下77-1
 ☎0533-95-4911

福岡営業所：福岡県大野城市御笠川3-4-15
 ☎092-503-2151

熊本営業所：熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847
 ☎096-283-3441

鹿児島営業所：鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9
 ☎099-229-4911

北陸営業所：石川県金沢市千木1-85
 ☎076-257-3565

関東営業所：東京都千代田区神田錦町3-7-21
 ☎03-3526-3141

天翔神田駅前ビル6F607

岐阜営業所：岐阜県瑞穂市野白新田31-7
 ☎058-260-4911

京都営業所：大阪府茨木市横江1-2-15
 ☎072-634-4911

長野営業所：長野県伊那市御園2
 ☎0265-76-4939

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
 TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263

石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2075

西加茂給油所……TEL 0256(52)2137

加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603

ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144

建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

精麦部・精米・倉庫業(精麦部)
 太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
 出光興産特約販売店(石油部)
 アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
 陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

税務調査と 真実

5

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(5)

杉江は、さっそく法人税申告書を確
認したものの、自動販売機の収入らし
き勘定科目や内訳は見当たらなかった。
申告書綴をカバンに戻すと、逸る気
持を抑え、会社の敷地の外周をぐる
りと歩いてみた。

駅へ続く大通りに面した正門脇に、
飲料自販機が3台、その並びにタバコ
の自販機が2台。時計回りに歩いてい
くと、開発されたばかりと思しき住宅
地に面した裏手にも、青色の飲料自販
機が2台あった。自分が買った角の自
販機3台を含めれば、合計10台である。

杉江は歩き始めた地点に戻り、駅の
方へ目をやった。
新興住宅地の開発に周辺整備が追いついていないのか、見えるのは、今で
いう「コンクリートらしきものが1軒と

建設中のスーパードだけだった。
入社したばかりの事務員の話では、
この辺りの住人は、大通りを南へ下っ
た先のスーパードまで買い物に行くとい
う。会社の敷地に10台もの自販機があ
ることも、きつと無関係ではあるまい。
そう思うと、杉江はたしかに足取り
で会社の階段を上がっていった。

「外は暑かったでしょ」
笑みを浮かべ、社長はポットから麦
茶を注ぐと、座した杉江に勧めた。
「どうもありがとうございます」
「この辺りには、新築の住宅がたくさ
ん建っていますね」
「ええ。うちはずっとここですが、以
前は見渡すかぎり畑や空き地でした
わ。それが今や、彩り豊かな街並みに
変貌を遂げ、隔世の感がありますな」
「開発は、いつくらいからですか」
「そう……」

社長は天井を見上げてから、
「6年ほど前からですか。最初は、
会社の前の道を川の方へ下った、駅か
らだと、どうにか歩いていける辺りか
ら徐々に進み、この一帯に建売が建っ
たのは、この1年ほどですか」
「なるほど」出された麦茶をひと口、
口にすると杉江は、
「ひとつ確認したいのですが、会社の
周りに自販機があるじゃないですか。
あれは会社のものですか」
社長は、ハッと口形のままで、
声を発せず目を見開いた。
やがて、池の水面に浮かび出た鯉の
如く、口をパクパクとさせた。そして
喉仏が、大きく一度上下した。
その時だった。

杉江には、目の前の社長が、教え子
にやり込められ、無言のままにいる自
分の父親の姿と重なって見えたのであ
った。
「会社の敷地内にあるのですから、普
通に考えれば、会社の物ですよな？」
「……」
ゆっくりと10を数えるほどの後、
「この通りです。申し訳ありません」
社長は深々と頭を下げた。
禿げ上がった頭のてっぺんが、蛍光
灯の光を受け鈍く光って見えた。
杉江の胸の内に、ポツと火が点いた。

込み上げてくる何かがあった。
「いきなり謝られても分かりません
よ。社長さん、私に分かるように説明
してもらえませんか」
少し顔を上げた社長が、眉根を寄せ、
「自販機の収入は、どこにも計上して
いません。すみません……」
細い声で告げると、再び俯いた。
「どうして? どうしてなんだ?」
血が、いっきに滾った。
「先生ともあるう人が、そんなことを
して、恥ずかしくないのですか」
言ってすぐに、自分の言葉に杉江自
身が驚いた。だがそれも――、
すべては、あとの祭り。
社長は顔をわずかに上げると、上目
遣いのまま杉江をじっと見据えた。
そして、唇をぐっと一度噛みしめる
と、何かを押し殺し、喉元から乾いた
声を発した。
「おっしゃる通りです。面目ないかぎ
りです……」
社長はからだを強張らせ、テーブル
の上に置いた2つの拳をぐぐっと握り
しめた。
エアコンが、鈍く唸る音を増した。

「外は暑かったでしょ」
笑みを浮かべ、社長はポットから麦
茶を注ぐと、座した杉江に勧めた。
「どうもありがとうございます」
「この辺りには、新築の住宅がたくさ
ん建っていますね」
「ええ。うちはずっとここですが、以
前は見渡すかぎり畑や空き地でした
わ。それが今や、彩り豊かな街並みに
変貌を遂げ、隔世の感がありますな」
「開発は、いつくらいからですか」
「そう……」

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

信託期間中及び受給したときの課税関係

【信託期間中の課税関係】

＜所得税＞公益信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税は非課税(所法11②)であり、信託財産に生ずる利子、配当に係る源泉所得税も含めて非課税であることは、新公益信託でも変わらない。

＜法人税＞従来、特定公益信託については、受益者課税の定めから除外され(旧法12①ただし書き)、法人が受託者の場合、信託財産に帰せられる所得に対して受託者には課税しないとされ(旧法12③)、委託者・受託者の段階では課税されなかった。しかし、特定公益信託以外の信託については、委託者課税の扱いとなっていた(旧法附則19の3)。

公益信託法の改正に伴い法人税では公益信託が一括りの扱いとなった。すなわち新公益信託は、受益者課税

信託財産に生ずる所得に受託者段階で所得税法人税の課税なし

の定めから除外され(法12①ただし書き)、法人が受託者の場合受託者に課税されない(法12③)こととなり、委託者・受託者の段階では課税されないこととなった。そのため、特定公益信託以外の公益信託についての取扱いの定め(旧法附則19の3)は廃止された。

【受給者が受給したときの課税関係】

＜受給者が個人＞従来、公益信託は委託者が信託財産を有するものと取り扱われていたため、受給者(個人)が給付を受けた場合、委託者が個人の場合は贈与税が(旧相法附則24、相法9の2)、委託者が法人のときは、原則所得税が課された(所法34)。しかし、贈与税は特定公益信託で財務大臣が指定する学資支給を目的とするもの等からの交付品には課税されず(旧相法21の3①四)、所得税も学資支給や災害義援金等非課税所得に該当するもの(所法9①十五等)は非課税となった。

新公益信託については、公益信託から給付を受けた財産は、贈与税が非課税とされ(相法21の3①一)、所得税の非課税所得である「相続、遺贈又は贈与により取得するもの」から除かれた(所法9①十七)。その結果、受給者が個人の場合、受託者が個人・法人にかかわらず、学資の支給等非課税所得に該当するものを除き、所得税の課税対象となる整理となった。

＜受給者が法人＞受給者が法人の場合は、公益信託の給付金は法人税の課税対象となり、公益法人等については、収益事業に係るものを除き法人税は課されない(法4①ただし書き)という扱いは、従来と変わらない。

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員になります。

答え = , 万人

ナンプレの予想難易度 : 10

	A		8	5		4	
8		7	3	4		2	6
			6	D		8	
7						9	2
	9					1	C
4	1	B					8
	7			1			
3	4		9	2		8	7
2			8	5			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月17日(日)

前回の答え . %

豊かな経験、確かな技術。

㊤ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

夢中で未来を思いに
上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

